

## 総合口座

(2022年5月1日現在)

1. 商品名	総合口座
2. ご利用いただける方	・個人のお客さま（未成年の方は貸越のご利用はできません） ・1人1口座のみ開設をすることができます。
3. 商品内容	・普通預金と定期預金が1冊の通帳にセットされています。 ・定期預金または積立定期預金（以下、「担保定期預金」といいます。）をセットされている場合、担保定期預金の90%（最高500万円）まで自動融資がご利用いただけます。
4. 預入期間	各商品の取扱いに準じます。
5. 預入方法	各商品の取扱いに準じます。 ただし、定期預金の預入金額は1万円以上となります。
6. 払戻方法	各商品の取扱いに準じます。
7. 貸越極度額	担保定期預金の合計額の90%または500万円のうちいずれか少ない金額とします。
8. 貸越利率	担保定期預金の約定金利に0.50%を上乗せした利率となります。 ただし、期日指定定期預金の場合は2年以上の利率に0.50%を上乗せした利率とします。
9. 貸越の適用	①担保定期預金が複数ある場合には、貸越利率の低いものから順次貸越を行います。 ②貸越利率が同一の定期預金が複数ある場合には、預入日（または継続日）の早いものから順次貸越を行います。 ③貸越の返済の場合、貸越利率の高いものから順次返済をします。
10. 貸越金利息	貸越金の利息は、毎日の最終残高について付利単位を100円とし、毎年2月と8月の普通預金の利息支払時に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金口座から引落し、または貸越元金に組入れます。
11. 手数料	—
12. 付加できる特約事項	—
13. 中途解約時の取扱い	・各商品の取扱いに準じます。 ・貸越が発生している場合は、担保定期預金により普通預金貸越金額を清算後に払戻します。
14. その他参考となる事項	—
15. 預金保険	・普通預金、定期預金は預金保険の対象ですが、全額保護の対象ではありません。（預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者1人あたり1金融機関毎に元本1,000万円までとその利息が保護されます。） ・無利息型普通預金（決済用預金）は全額保護の対象となります。
16. 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話：0570-017109 または 03-5252-3772